

至誠館大学学長選考規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人菅原学園組織運営規程第13条第1項に基づき、至誠館大学学長（以下「学長」という。）の選考に関し必要な事項及び任期を定めるものとする。

(学長の選任)

第2条 学長の選任は、理事会に諮り、理事長が任命する。

(学長の選考)

第3条 理事長は、学長を選考するため、あらかじめ、学長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、学長候補者を選考させ、推薦を求めることができる。

2 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、高等教育に関し見識を有する者について行う。

(選考の時期)

第4条 学長の選考は、次の場合に行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号の場合は、原則として任期満了の日の2か月以前に、同項第2号又は第3号の場合は、速やかに行うものとする。

(委員会)

第5条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事長が指名した理事 3名
- (3) 理事長が指名した教授 3名

2 委員会の議長は、理事長がこれにあたる。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、学長候補の適任者複数名を選考し、推薦するものとする。

(任期)

第7条 学長の任期は、4年とする。ただし、理事会が認めた場合は、再任することができる。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

第8条の2 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成10年12月22日

改正 平成19年 4月 1日（第1回改正）

平成25年11月28日（第2回改正）

平成26年 4月 1日（第3回改正）

平成26年 6月 1日（第4回改正）

平成27年 4月 1日（第5回改正）

平成28年 6月 1日（第6回改正）

平成31年 4月 1日（第7回改正）